

資料 1-1

大阪府地域保健医療推進懇話会設置要綱

(設置)

第一条 大阪府保健医療計画に基づく二次医療圏内における保健医療施策及びそれに関連する事項について、保健医療関係者等（以下「関係者」という。）が意見交換、懇談等を行い、地域保健医療の推進・向上を図ることを目的として、「懇話会等行政運営上の会合に関する取扱要領（平成24年10月23日付け人事第2152号）」に基づき、次に掲げる懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

- 一 医療懇話会
- 二 歯科保健懇話会
- 三 薬事懇話会
- 四 救急懇話会
- 五 病床機能懇話会
- 六 在宅医療懇話会

(所掌事務)

第二条 懇話会は、関係者の間で情報を共有し、必要に応じ関係者の意見の収集を行う。

2 保健所長は、収集した意見を必要に応じ医療圏内に設置された大阪府保健医療協議会へ具申する。

(名称)

第三条 懇話会は、第一条に掲げる名称に懇話会が設置された二次医療圏の名称を冠するものとする。

(組織)

第四条 懇話会は、懇話会に必要な最小限の構成員で組織する。

2 構成員は、目的に応じて、適切かつ幅広い人選に努めることとする。

3 構成員の任期は、2年とし、再任することができる。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第五条 懇話会は、保健所長が招集し開催する。

2 懇話会の進行は、会長を定めて行うことができる。

3 構成員に支障あるときは、代理人が出席することができる。

4 保健所長が必要と認めるときは、懇話会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

(謝礼金等)

第六条 構成員の謝礼金等の額は、日額六千円（交通費込み）とし、歳出科目は報償費とする。

2 構成員のうち公の経済（国、地方公共団体）に属する常勤の職員である者に対しては支給しない。

(庶務)

第七条 懇話会の庶務は、各懇話会を担当する保健所において行う。

(委任)

第八条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、保健所が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成二十四年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に第四条の規定により任命される懇話会の構成員（補欠の構成員を除く。）の任期は、同条第三項本文の規定にかかわらず、任命の日から平成二十六年三月三十一日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成二十七年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に第四条の規定により任命される懇話会の構成員（補欠の構成員を除く。）の任期は、同条第三項本文の規定にかかわらず、任命の日から平成二十八年三月三十一日までとする。

ただし、地域医療構想策定の進捗状況に応じて、その任期の延長については別途協議する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成二十八年四月十九日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間に第四条の規定により任命される懇話会の構成員（補欠の構成員を除く。）の任期は、同条第三項本文の規定にかかわらず、任命の日から平成三十年三月三十一日までとする。

懇話会等行政運営上の会合に関する取扱要領

1 趣旨

この要領は、懇話会等の設置及び運営等に関し必要な事項について定めるものである。

2 定義

この要領において、「懇話会等」とは、府が要綱等で設置するもので、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）とは異なり、外部有識者等と行政運営上の意見交換、懇談等を行う会合をいう。

3 懇話会等の設置

懇話会等は、既に設置している懇話会等若しくは附属機関又は他の行政手段（パブリックコメントや府民アンケート等）では、その目的を達成することができないものに限り、各部局において目的を明確に定め設置するものとする。

4 懇話会等の運営

懇話会等は、次に掲げる事項に従い、各部局において適正な管理・運営を行うこと。

（1）名称

審査会、審議会、調査会、選定（評価）委員会等附属機関と混同する名称は用いないこと。

（2）目的等

懇話会等に関する要綱等の文書において、「調停を行う」、「審査する」、「諮問する」、「審議する」、「答申する」、「調査する」等附属機関と混同する表現は用いないこと。

（3）設置期間

懇話会等は、目的が達成された場合は速やかに解散すること。

（4）構成員

一 懇話会等の構成員の選出に当たっては、目的に応じて、適切かつ幅広い人選に努めること。

二 懇話会等の構成員の選出に当たっては、女性の登用に努めること。

（5）運営方法

一 府が、懇話会等の招集、開催を行うこと。

二 懇話会等の定足数及び議決方法に関する議事手続を定めないこと。

三 懇話会等として、意見のとりまとめや意見の表明を行わないこと。

四 聽取した意見については、答申、意見書等合議体としての結論と受け取

られるような呼称を付さないこと。また、原則として府名義で取りまとめること。

(6) 公開・公表等

- 一 懇話会等は可能な限り公開すること。公開に当たっては、公開の方法等及び開催の周知について、「会議の公開に関する指針」に準じること。
- 二 懇話会等の開催概要、配布資料等の公表に努めること。
- 三 構成員の氏名、選任理由等の公表に努めること。

(7) 構成員の謝礼金等

懇話会等の構成員の出席の謝礼金等の歳出科目は報償費とする。

5 懇話会等の見直し

- (1) 現に設置している懇話会等については、「附属機関の設置及び運営に関する指針の運用について」2 (2)「既存の附属機関の整理」関係Ⅰ、Ⅱに準じ、廃止、統合を行うこと。
- (2) 次の要件を全て満たす場合については、附属機関として位置付け、条例の整備を行うこと。
 - 一 構成員に府、国、他の地方公共団体職員以外の外部有識者等が含まれるもの
 - 二 地方自治法第138条の4第3項に規定する調停、審査、諮問、調査のいずれかを行うもの
 - 三 会議体として、意見のとりまとめを行うもの
 - 四 他の機関等の活用による対応が困難であるもの

附 則

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

H28年度(4.19改正)

大阪府南河内保健医療協議会（藤）

条例設置
(府)

要綱設置
(府)

要綱設置
(保健所)

開催要領等
(保健所)

南河内医療懇話会
(富)

年1回

南河内
救急
懇話会(富)

年2回程度

南河内
在宅医療
懇話会(富)

年2回

南河内
病床機能
懇話会(藤)

年2回

南河内
薬事
懇話会(藤)

年1～2回

南河内
歯科保健
懇話会(藤)

年1～2回

南河内圈域
糖尿病地域連携クリティカルパス検討会
(富)

年1～2回

南河内圈域
急性心筋梗塞地域連携クリティカルパス導入検討会
(藤)

年1～2回

南河内圈域
糖尿病地域連携クリティカルパス検討会
(富)

年1～2回

南河内圈域
急性心筋梗塞地域連携クリティカルパス導入検討会
(藤)

年1～2回

南河内圈域
糖尿病地域連携クリティカルパス検討会
(富)

年1～2回

南河内圈域
糖尿病地域連携クリティカルパス検討会
(富)

年1～2回

急性心筋梗塞地域
クリティカルパス
作業部会(藤)
(〇回)

開催要領等
(保健所)

南河内圈域
糖尿病地域連携クリティカルパス検討会
(富)

年1～2回

急性心筋梗塞地域
クリティカルパス
作業部会(藤)
(〇回)

開催要領等
(保健所)

新規懇話会の委員構成について

◎病床機能懇話会委員

・大阪府医師会	1名（協議会委員）
・大阪府病院協会	1名（協議会委員）
・大阪府私立病院協会	2名（協議会委員）
・大阪府公立病院協議会	1名（協議会委員）
・医療保険者	1名（協議会委員）
・地元医師会	各医師会1名
・市町村（公立病院関係者を除く）	は、必要に応じて保健所で判断

- オブザーバーは、保健所の判断で招聘可（固定委員としない）。ただし、公私のバランスを考慮する。
- 病床転換等を行う病院の関係者に対して、説明を求めることがある。

◎在宅医療懇話会委員

・地元医師会	各医師会 1名
・地元歯科医師会	各歯科医師会 1名
・地元薬剤師会	各薬剤師会 1名
・地元病院看護・訪問看護関係者（大阪府看護協会推薦）	1名（協議会委員）
・地元精神科病院関係者（大阪精神科病院協会推薦）	1名（協議会委員）
・地元病院関係者（在宅医療や在宅連携を主に行っている病院）	
・地元在宅医療関係者（地域包括支援C職員など）	
・市町村	各市町村 1名
・地元社会福祉協議会（地元社会福祉協議会代表）	1名

- オブザーバーの扱いについては、上記病床懇話会と同様
- 上記（在宅）の構成については、地域の状況に応じ、委員構成等の変更を行うことがあります。

資料 1-4

平成28年度 病床機能懇話会 委員名簿(案)

	所 属	備 考
1	大阪府医師会	
2	大阪府病院協会	
3	大阪府私立病院協会	
4	大阪府私立病院協会	
5	大阪府公立病院協議会	
6	医療保険者	
7	富田林医師会	
8	河内長野市医師会	
9	松原市医師会	
10	羽曳野市医師会	
11	藤井寺市医師会	
12	大阪狭山市医師会	

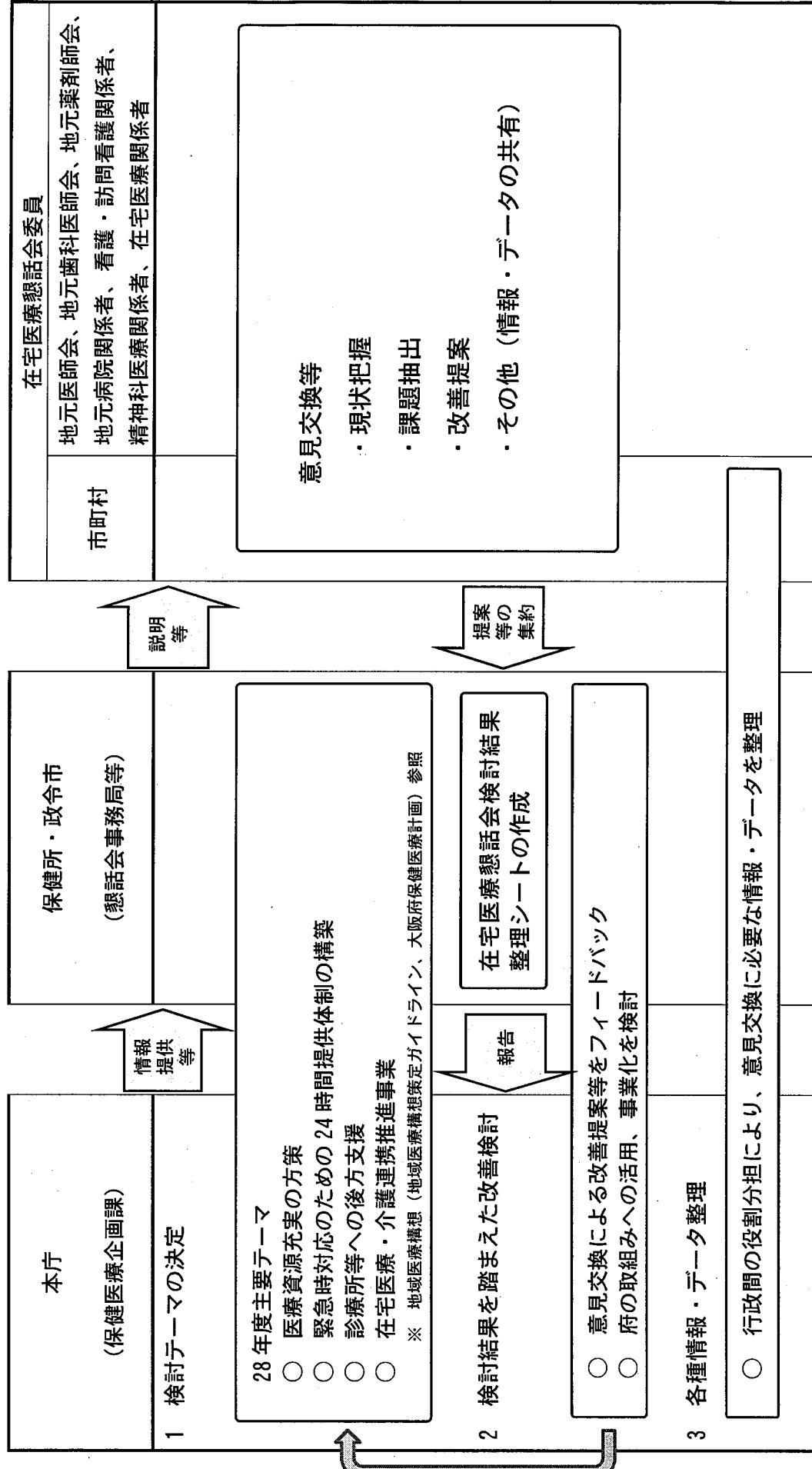
- ・市町村は関係者として案内し、参加の判断は自由とする。但し、参加の場合は「オブザーバー」とすることで、構成委員ではないが、発言はできる形を取る。
- ・近大病院は必要時オブザーバーとして出席してもらう。

平成28年度 在宅医療懇話会 委員名簿(案)

	所 属	備 考
1	富田林医師会	
2	河内長野市医師会	
3	松原市医師会	
4	羽曳野市医師会	
5	藤井寺市医師会	
6	大阪狭山市医師会	
7	富田林歯科医師会	
8	河内長野市歯科医師会	
9	松原市歯科医師会	
10	羽曳野市歯科医師会	
11	藤井寺市歯科医師会	
12	大阪狭山市・堺市美原区 歯科医師会	
13	富田林市薬剤師会	
14	河内長野市薬剤師会	
15	松原市薬剤師会	
16	羽曳野市薬剤師会	
17	藤井寺市薬剤師会	
18	大阪狭山市薬剤師会	
19	地元病院看護・訪問看護関係者 (大阪府看護協会推薦)	本協委員と同一人
20	地元精神科病院関係者 (大阪精神科病院協会推薦)	地元病院関係者 (在宅医療や在宅連携)
21	大阪南医療センター	地元在宅医療関係者
22	大阪府栄養士会	地元在宅医療関係者
23	大阪府歯科衛生士会	地元在宅医療関係者
24	富田林市	
25	河内長野市	
26	松原市	
27	羽曳野市	
28	藤井寺市	
29	大阪狭山市	
30	河南町	
31	太子町	
32	千早赤阪村	
33	地元社会福祉協議会代表	

資料 1-5

在宅医療懇話会の検討体制について



在宅医療の充実に向けたテーマ（地域医療構想より一部抜粋）

P48

地域医療構想策定ガイドラインより（要約、抜粋）

- 1 地域包括ケアシステム構築のため、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう「医療と介護」の連携を推進し一体的な提供体制を整備。
- 2 病床機能の分化・連携の推進により「入院医療機能」を強化。
退院後の生活を支える外来医療、在宅医療の充実は重要。
特に、慢性期医療においては在宅医療の整備と一体的に推進。
- 3 患者、住民の視点に立った「かかりつけ医」は重要。
- 4 在宅医療の提供体制は、日常生活圏域での整備が必要であることから、保健所を活用して市町村を支援。
また、市町村が地域包括ケアシステムに取組めるよう、都道府県の保健医療部局と介護福祉部局による支援が必要。
- 5 在宅医療の提供体制の充実のため、病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、地域医師会等の関係団体との連携が不可欠。
- 6 人材確保・養成の観点から、医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、リハビリテーション関連職種、医療ソーシャルワーカー等への動機付けとなる研修、相談体制の構築。
- 7 緊急時や看取りに対応するための24時間体制の構築に向けた役割分担等の協議。
- 8 病院による在宅医療を担う診療所等への後方支援。
- 9 口腔機能の管理等の役割を担う歯科診療所、病院歯科が医科医療機関等との連携体制を構築。

P50

大阪府保健医療計画に掲げている課題（要約、抜粋）

在宅医療の機能確保に向けた課題

- (ア) 在宅医療サービス供給量の拡充
- (イ) 介護を行う患者家族への支援
- (ウ) 在宅療養者の後方ベッドの確保
- (エ) 24時間在宅医療提供体制の構築
- (オ) 在宅医療の質の向上・効率化
- (カ) 医療・介護の連携

[表1] 平成26・27年度病床機能報告 機能別報告状況【大阪府】

(単位:床) 集計日:2016/2/16

構想区域	2014年度(A)				2015年度(B)				(B-A)									
	高度	急性期	回復期	慢性期	無回答	合計	高度	急性期	回復期	慢性期	休棟等	合計	高度	急性期	回復期	慢性期	休棟等	合計
豊能	1,802	3,960	854	1,971	314	8,901	1,772	4,067	811	2,49	148	8,947	▲30	107	▲43	178	▲166	46
三島	947	3,296	858	1,494	15	6,610	957	3,193	886	1,545	74	6,655	10	▲103	28	51	59	45
北河内	894	5,710	863	2,487	8	9,962	1,035	5,445	1,351	2,435	9	10,275	141	▲265	488	▲52	1	313
中河内	163	3,527	427	1,375	0	5,492	490	3,387	508	1,257	32	5,674	327	▲140	81	▲118	32	182
南河内	1,061	3,452	192	1,953	1	6,659	1,249	2,896	347	1,885	1	6,388	188	▲556	155	▲58	0	▲271
堺市	804	3,449	971	3,793	67	9,084	652	3,625	742	3,932	54	9,025	▲152	176	▲229	159	▲13	▲59
泉州	612	3,647	935	3,409	39	8,642	618	3,562	970	3,251	55	8,456	6	▲85	35	▲158	16	▲186
大阪市	5,304	16,354	2,162	6,505	160	30,725	4,561	16,101	2,446	7,276	400	30,784	▲743	▲493	284	771	240	59
合計	11,587	42,655	7,262	22,987	604	86,075	11,334	42,276	8,061	23,760	773	86,204	▲253	▲1,359	799	773	169	129

[表2] 平成27年度病床機能報告 機能別報告状況(6年後の予定)【大阪府】

(単位:床) 集計日:2016/2/16

市区町村	2015年7月現在(B)				6年後(C)				(C-B)									
	高度	急性期	回復期	慢性期	休棟等	合計	高度	急性期	回復期	慢性期	休棟等	合計	高度	急性期	回復期	慢性期	休棟等	合計
豊能	1,772	4,067	811	2,149	148	8,947	1,774	4,034	1,097	1,957	0	8,862	2	▲33	286	▲192	▲148	▲85
三島	957	3,193	886	1,545	74	6,655	957	3,217	943	1,523	0	6,640	0	24	57	▲22	▲74	▲15
北河内	1,035	5,445	1,351	2,435	9	10,275	1,067	5,039	1,482	2,385	0	9,983	32	▲406	131	▲40	9	▲292
中河内	490	3,387	508	1,257	32	5,674	683	3,122	608	1,247	0	5,660	193	▲265	100	▲10	▲32	▲14
南河内	1,249	2,896	347	1,895	1	6,388	1,249	2,863	462	1,768	0	6,342	0	▲33	115	▲127	1	▲46
堺市	652	3,625	742	3,952	54	9,025	677	3,564	861	3,872	0	8,974	25	▲61	119	▲80	54	▲51
泉州	618	3,562	970	3,251	55	8,456	860	3,245	1,137	3,189	0	8,431	242	▲317	167	▲62	55	▲25
大阪市	4,561	16,101	2,446	7,276	400	30,784	5,028	15,692	2,942	7,069	0	30,731	467	▲408	496	▲207	400	▲53
合計	11,334	42,276	8,061	23,760	773	86,204	12,295	40,776	9,532	23,020	0	85,623	961	▲1,500	1,471	▲740	773	▲581

[表3]

平成26・27年度病床機能報告 機能別報告状況 【南河内】

(単位:床)

市町村	2014年度(A)				2015年度(B)				(B-A)				
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	無回答	合計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	合計	合計
富田林市	45	737	0	167	1	950	45	577	50	167	1	840	0 ▲ 110
河内長野市	10	789	0	541	0	1,340	10	738	64	634	0	1,446	0 ▲ 106
松原市	9	667	12	350	0	1,038	187	388	53	350	0	978	▲ 279 ▲ 60
羽曳野市	14	868	51	303	0	1,236	27	785	51	197	0	1,060	13 ▲ 176
藤井寺市	50	185	33	42	0	310	50	157	33	42	0	282	0 ▲ 28
大阪狭山市	933	206	96	560	0	1,785	930	251	96	505	0	1,782	▲ 3 ▲ 3
合計	1,061	3,462	192	1,933	1	6,659	1,249	2,896	347	1,895	1	6,388	▲ 58 ▲ 271

[表4]

平成27年度病床機能報告 機能別報告状況(6年後の予定) 【南河内】

(単位:床)

市町村	2015年7月現在(B)				6年後(C)				(C-B)				
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	合計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	合計	合計
富田林市	45	577	50	167	1	840	45	547	80	167	0	839	0 ▲ 1
河内長野市	10	738	64	634	0	1,446	10	738	64	634	0	1,446	0 0
松原市	187	388	53	350	0	978	187	347	94	305	0	933	0 ▲ 45
羽曳野市	27	785	51	197	0	1,060	27	823	95	115	0	1,060	0 0
藤井寺市	50	157	33	42	0	282	50	157	33	42	0	282	0 0
大阪狭山市	930	251	96	505	0	1,782	930	251	96	505	0	1,782	0 0
合計	1,249	2,896	347	1,895	1	6,388	1,249	2,863	462	1,768	0	6,342	0 ▲ 33 ▲ 127 ▲ 46

病床機能報告(集計日:2016/2/16)

(単位:床)

		年(年度)	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等 (無回答)	合計
大阪府	必要病床数(推計)	2025 X	11,789	35,047	31,364	23,274		101,474
	病床機能報告数	2014 A	11,587	43,635	7,262	22,987	604	86,075
	(参考)差引	A-X	△ 202	8,588	△ 24,102	△ 287		
	病床機能報告数	2015 B	11,334	42,276	8,061	23,760	773	86,204
	(参考)差引	B-X	△ 455	7,229	△ 23,303	486		
	病床機能報告数	2015 C	12,295	40,776	9,532	23,020	0	85,623
	(参考)差引	C-X	506	5,729	△ 21,832	△ 254		
	必要病床数	2025 X	814	2,515	1,875	1,902		7,106
	病床機能報告数	2014 A	1,061	3,452	192	1,953	1	6,659
	(参考)差引	A-X	247	937	△ 1,683	51		
南河内	病床機能報告数	2015 B	1,249	2,896	347	1,895	1	6,388
	(参考)差引	B-X	435	381	△ 1,528	△ 7		
	病床機能報告数	2015 C	1,249	2,863	462	1,768	0	6,342
	(参考)差引	C-X	435	348	△ 1,413	△ 134		

※2015年の病床機能報告は、2016年2月16日まで報告分の数値のため、今後変更される可能性があります。

平成27年6月30日現在 許可病床数

88,186床(一般・療養)
2,634床(診療所)
90,820床

86,204床(H27) = 4,616床(未報告等)

【内】南河内医療圏】許可病床数

6,641床(一般・療養)
150床(診療所)
6,791床

6,388床(H27) = 403床(未報告等)

【未報告があるため、今後変更される可能性があります】

病床機能報告(集計日:2016/2/16)

(単位:床)

		年(年度)	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等 (無回答)	合計
大阪府	必要病床数(推計)	2025 X	11,789	35,047	31,364	23,274		101,474
	病床機能報告数	2014 A	11,587	43,635	7,262	22,987	604	86,075
	(参考)差引	A-X	△ 202	8,588	△ 24,102	△ 287		
	病床機能報告数	2015 B	11,334	42,276	8,061	23,760	773	86,204
	(参考)差引	B-X	△ 455	7,229	△ 23,303	486		
	病床機能報告数	2015 C	12,295	40,776	9,532	23,020	0	85,623
	(参考)差引	6年後 C-X	506	5,729	△ 21,832	△ 254		
豊能	必要病床数	2025 X	1,436	4,044	3,577	2,421		11,478
	病床機能報告数	2014 A	1,802	3,960	854	1,971	314	8,901
	(参考)差引	A-X	366	△ 84	△ 2,723	△ 450		
	病床機能報告数	2015 B	1,772	4,067	811	2,149	148	8,947
	(参考)差引	B-X	336	23	△ 2,766	△ 272		
	病床機能報告数	2015 C	1,774	4,034	1,097	1,957	0	8,862
	(参考)差引	6年後 C-X	338	△ 10	△ 2,480	△ 464		
三島	必要病床数	2025 X	956	2,961	2,786	2,410		9,113
	病床機能報告数	2014 A	947	3,296	858	1,494	15	6,610
	(参考)差引	A-X	△ 9	335	△ 1,928	△ 916		
	病床機能報告数	2015 B	957	3,193	886	1,545	74	6,655
	(参考)差引	B-X	1	232	△ 1,900	△ 865		
	病床機能報告数	2015 C	957	3,217	943	1,523	0	6,640
	(参考)差引	6年後 C-X	1	256	△ 1,843	△ 887		
北河内	必要病床数	2025 X	1,197	4,319	4,511	3,083		13,110
	病床機能報告数	2014 A	894	5,710	863	2,487	8	9,962
	(参考)差引	A-X	△ 303	1,391	△ 3,648	△ 596		
	病床機能報告数	2015 B	1,035	5,445	1,351	2,435	9	10,275
	(参考)差引	B-X	△ 162	1,126	△ 3,160	△ 648		
	病床機能報告数	2015 C	1,067	5,039	1,482	2,395	0	9,983
	(参考)差引	6年後 C-X	△ 130	720	△ 3,029	△ 688		
中河内	必要病床数	2025 X	657	2,424	2,759	1,275		7,115
	病床機能報告数	2014 A	163	3,527	427	1,375	0	5,492
	(参考)差引	A-X	△ 494	1,103	△ 2,332	100		
	病床機能報告数	2015 B	490	3,387	508	1,257	32	5,674
	(参考)差引	B-X	△ 167	963	△ 2,251	△ 18		
	病床機能報告数	2015 C	683	3,122	608	1,247	0	5,660
	(参考)差引	6年後 C-X	26	698	△ 2,151	△ 28		
南河内	必要病床数	2025 X	814	2,515	1,875	1,902		7,106
	病床機能報告数	2014 A	1,061	3,452	192	1,953	1	6,659
	(参考)差引	A-X	247	937	△ 1,683	51		
	病床機能報告数	2015 B	1,249	2,896	347	1,895	1	6,388
	(参考)差引	B-X	435	381	△ 1,528	△ 7		
	病床機能報告数	2015 C	1,249	2,863	462	1,768	0	6,342
	(参考)差引	6年後 C-X	435	348	△ 1,413	△ 134		
堺市	必要病床数	2025 X	991	3,128	2,571	3,202		9,892
	病床機能報告数	2014 A	804	3,449	971	3,793	67	9,084
	(参考)差引	A-X	△ 187	321	△ 1,600	591		
	病床機能報告数	2015 B	652	3,625	742	3,952	54	9,025
	(参考)差引	B-X	△ 339	497	△ 1,829	750		
	病床機能報告数	2015 C	677	3,564	861	3,872	0	8,974
	(参考)差引	6年後 C-X	△ 314	436	△ 1,710	670		
泉州	必要病床数	2025 X	993	2,818	2,623	2,523		8,957
	病床機能報告数	2014 A	612	3,647	935	3,409	39	8,642
	(参考)差引	A-X	△ 381	829	△ 1,688	886		
	病床機能報告数	2015 B	618	3,562	970	3,251	55	8,456
	(参考)差引	B-X	△ 375	744	△ 1,653	728		
	病床機能報告数	2015 C	860	3,245	1,137	3,189	0	8,431
	(参考)差引	6年後 C-X	△ 133	427	△ 1,486	666		
大阪市	必要病床数	2025 X	4,745	12,838	10,662	6,458		34,703
	病床機能報告数	2014 A	5,304	16,594	2,162	6,505	160	30,725
	(参考)差引	A-X	559	3,756	△ 8,500	47		
	病床機能報告数	2015 B	4,561	16,101	2,446	7,276	400	30,784
	(参考)差引	B-X	△ 184	3,263	△ 8,216	818		
	病床機能報告数	2015 C	5,028	15,692	2,942	7,069	0	30,731
	(参考)差引	6年後 C-X	283	2,854	△ 7,720	611		

※2015年の病床機能報告は、2016年2月16日まで報告分の数値のため、今後変更される可能性があります。

資料 2-2

南河内圏域内の病床機能報告結果

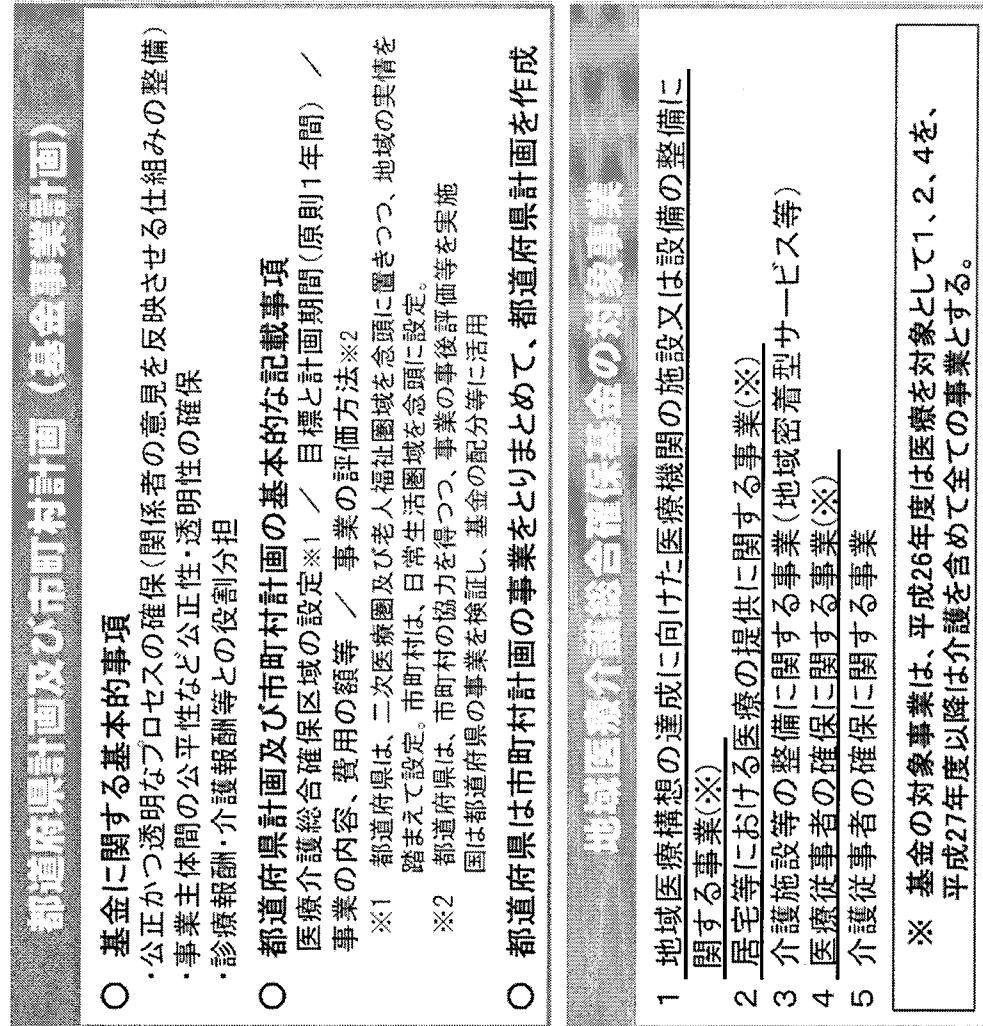
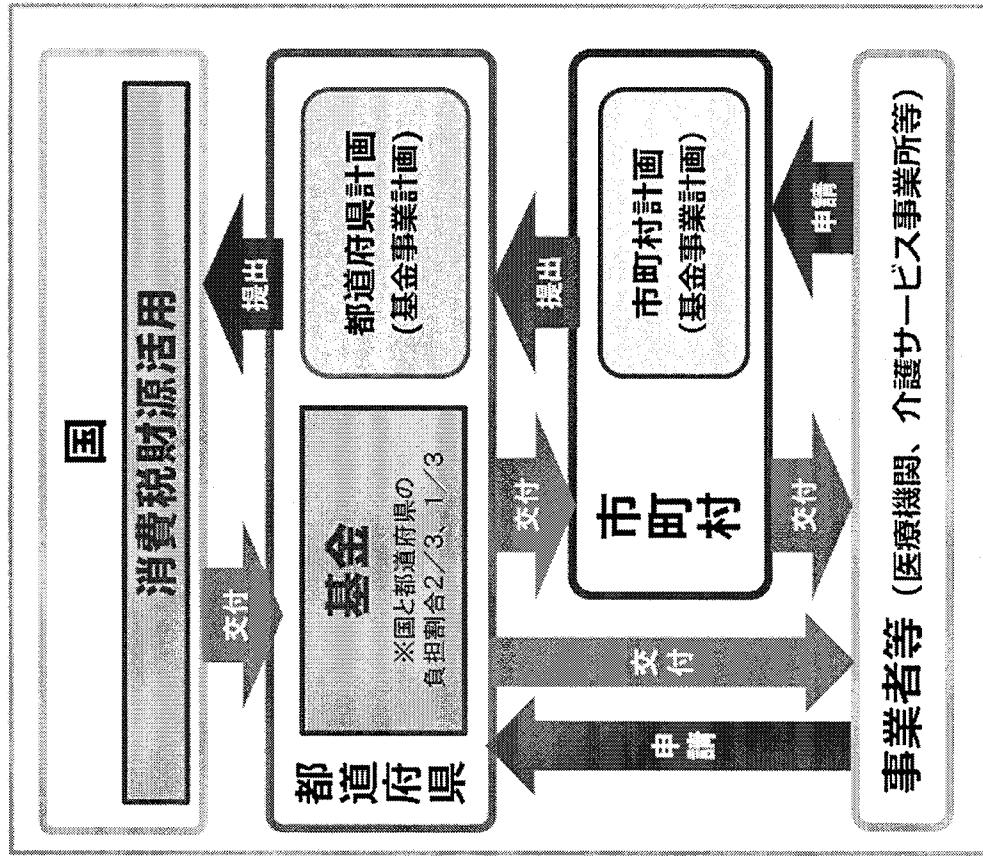
(平成26年度病床機能報告 医療機関別個票より作成)

(単位: 床)

	医療機関等	平成26年7月1日現在		高度急性期		急性期		回復期		慢性期		備考
		許可病床数	再掲: 病棟 (-休床)	H26	H32	H26	H32	H26	H32	H26	H32	
松原市	明治橋病院	396	276			120	120			276	276	慢性期: 医療療養36 慢性期: 介護療養240
	阪南中央病院	235		9	6	226	229					
	松原德州会病院	170				170	170					
	寺下病院	72				43	43			29	29	
	松原中央病院	60				60	60					
	田井城吉村内科病院	45	45							45	45	慢性期: 医療療養45
	吉村病院	対象外										精神科病床のため 報告対象外
羽曳野市	有床診療所(5か所)	79	(-19)			48	48	12	12			
	大坂府立呼吸器・アレルギー医療センター	395		6	6	389	389					結核病床68 感染症病床6
	城山病院	299		8	112	240	136	51	51			
	藤本病院	177	60 (-15)			117	117			60	60	慢性期: 医療療養60
	高村病院	175	55			38	76		44	137	55	慢性期: 医療療養55 H26報告修正済(+6)
	天仁会病院	153	112			41	41			112	112	慢性期: 医療療養112
	島田病院	43				43	43					
藤井寺市	丹比莊病院	対象外										精神科病床のため 報告対象外
	青山病院	125	75			50	50	33	33	42	42	回復期: 医療療養33 慢性期: 医療療養42
	市立藤井寺市民病院	98				98	98					
	田辺脳神経外科病院	50		50	50							
	有床診療所(2か所)	28				28	28					
	藤井寺保健所管内 計 ①	2600	623	73	174	1711	1648	96	140	701	619	
富田林市	P L 病院	370		45	45	278	278			47	47	
	富田林病院	300				300	300					
	四天王寺和らぎ苑	110	(-10)			110	110					
	金剛病院	60	30			30	30			30	30	慢性期: 医療療養 30
	汐ノ宮温泉病院	60	60							60	60	慢性期: 医療療養 60
	富田林田中病院	30	30							30	30	慢性期: 医療療養 30
	すぐよか	対象外										精神科病床のため 報告対象外
河内長野市	有床診療所(2か所)	20	(-1)			19	19					未報告分あり
	大阪南医療センター	470		10	10	460	460					
	老寿サナトリウム	281	281							281	281	慢性期: 医療療養 281
	寺元記念病院	160				160	160					
	てらもと医療リハビリ病院	132	132							132	132	慢性期: 医療療養 132
	青山第二病院	120	84			36	36			84	84	慢性期: 医療療養 84
	岡記念病院	99				55	55			44	44	
大阪狭山市	澤田病院	64				64	0			0	64	急性期から慢性期療養 64
	瀬谷病院	93										未報告
	有床診療所(1か所)	14				14	14					
	近畿大学医学部附属病院	933		933	933							
	青葉丘病院	324	270							324	324	慢性期: 医療療養 270
	桜本病院	199	82			117	117	36	36	46	46	回復期: 医療療養 36 慢性期: 医療療養 46
	さくら会病院	147				87	87	60	60			
富田林保健所管内 計 ②	辻本病院	99	54							99	99	慢性期: 医療療養 54
	大阪さやま病院	対象外										精神科病床のため 報告対象外
	兵田病院	81	81							81	81	慢性期: 医療療養 81
	有床診療所(1か所)	2	(-1)			2	2					
	富田林保健所管内 計 ②	4168	1104	988	988	1732	1668	96	96	1258	1322	
	南河内圏域内 計 ①+②	6768	1727	1061	1162	3443	3316	192	236	1959	1941	

地域医療介護総合確保基金とは

団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題です。このため、厚生労働省により、消費税増収分を活用した地域医療構想との整合性を図り、当該計画に基づき事業を実施してまいります。



※ 説明図については、厚生労働省ホームページより抜粋。

地域医療介護総合確保基金の平成27年度補正予算案及び平成28年度予算案について

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。
- 地域医療介護総合確保基金の平成27年度補正予算案は、公費ベースで1,561億円(うち、国分1,040億円)。
- 地域医療介護総合確保基金の平成28年度予算案は、公費ベースで1,628億円(医療分904億円(うち、国分602億円)、介護分724億円(うち、国分483億円))。

地域医療介護総合確保基金の予算		地域医療介護総合確保基金の対象事業	
1,628億円		1,561億円	
+724億円		1,561億円	
介護分 724億円 (うち、国分 483億円)		1,561億円	
医療分 904億円 (うち、国分 602億円)		1,561億円	
26年度予算 (当初予算)		27年度予算 (当初予算)	
27年度予算 (当初予算)		28年度予算 (当初予算)	

【平成27年度補正予算(介護分)】

27年12月	事業量調査の実施
28年3月目途	都道府県へ内示

【平成28年度当初予算(医療分及び介護分)】

28年1月～	(※都道府県による関係者からのヒアリング等の実施)
3月～	国による都道府県にアーリング実施
予算成立後	基金の交付要綱等の発出
5月目途	都道府県へ内示(※都道府県計画提出)

（注）このスケジュールは現時点での見込みであり、今後、変更が有り得る。

※ 説明図については、厚生労働省ホームページより抜粋。

基金事業の配分額及び各圏域からの意見聴取について

■基金事業(医療分)の配分額及び事業区分別状況

- 基金のうち、医療分は904億円(※)／年(全国ベース)であり、横ばいで推移。(※=904億円中、うち国庫602億円)

大阪府への基金配分

- 27年度配分実績 56.2億円(全体の約6.2%)
- 28年度要望額 61.2億円(全体の約6.8%)

基金枠の現状(単位:億円)

事業区分	概要	H27 配分	H28 要望
I	地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	21.8	23.5
II	居宅等における医療の提供に関する事業	5.1	6.5
III	医療従事者の確保に関する事業	29.3	31.2
	合 計	56.2	61.2

【今後の基金運営で留意が必須な事項】

- 事業区分が細分化され、執行において柔軟性なし
- 事業区分I(病床転換)にシフトしていく傾向
- 財務省・厚労省は、具体的なアウトカムの提示を要求

■圏域の意見を聴取する理由

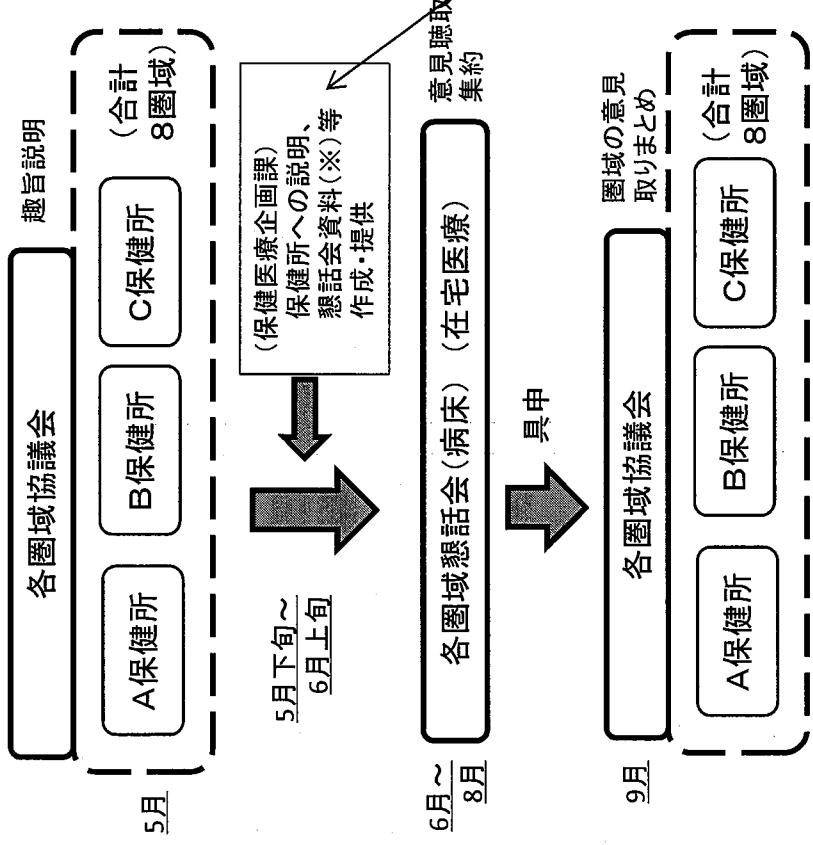
- 現在実施している基金事業について、着実に実績を積み上げながら、効果的に進めていくことが必要です。
- PDCA(改善)サイクルを回しながら、よりよい事業とするため、各圏域からご意見をいただきたいと考えています。

- なお、圏域から意見聴取することにあたっては、以下の計画等にも述べられています。

- 地域医療構想策定ガイドライン
(平成27年3月)【P40】
⇒地域医療構想調整会議の中で、基金を活用した具体的な事業について議論。
- 地域医療構想(平成28年3月)【P67】
⇒基金計画に盛り込む事業案について、同調整会議の中で、協議・検討。

各圏域からの意見聴取にかかる今後のスケジュール

■協議会・懇話会での意見聴取の流れ



■今後のスケジュール

- 5月中旬以降 本庁各課、団体への説明
各圏域の保健所を集め、事前説明
保健医療協議会(1回目)で
趣旨説明
- 6月～8月 懇話会(在宅医療・病床)で
基金事業の意見聴取・集約
集約状況仮報告
保健医療協議会(2回目)に
報告・議論及びびく域としての
意見とりまとめ
- 9月上旬
- 9月

※配付する懇話会資料のイメージ

- 説明資料
 - ・読み原稿(保健所説明担当者向け)
 - ・想定QA
- 地域の意見を聴取する趣旨説明
- 地域医療構想(抜粋)
- 基金事業の概要(状況)
- 事業区分毎の状況
- 基金事業一覧
 - ・27年度、28年度事業一覧
 - ・基金事業計画(個票)
(事業内容を確認する際の参考)
 - ・その他参考資料

平成28年度 地域医療介護総合確保基金事業(案)一覧

事業番号	事業名	事業の概要
I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業		
1	病床機能分化・連携を推進するための基盤整備事業 (地域包括ケア病床・緩和ケア病床・回復期リハビリテーション病床への転換)	地域医療構想を踏まえ、病床の機能分化を推進するため、二次医療圏ごとに過剰となる病床から不足する病床へ転換する病院の取り組みを支援するため、必要な施設の新增改築や改修に係る工事費等の一部を補助する。
2	精神科病院への機器整備事業	一般救急病院において一定の処置を終えた患者を身体合併症支援病院(新設)が受入れた際に、院内において必要な検査等を行うためのハード面の整備に対する補助を行う。
3	地域医療機関ICT連携整備事業	地域診療情報ネットワークの導入や拡大によって、圏域内に必要な医療機関の機能分化および病診連携の推進を図る。地域診療情報ネットワークの導入や拡充に必要な機器整備、工事費等の初期経費を支援する。
4	救急搬送・受入体制強化システム改修事業 ・救急搬送患者受入促進事業	高齢化の進展や疾病構造の変化など医療をとりまく環境の変化に対応した、二次救急医療を支える人材を確保するため、救急研修拠点施設を中心的に、医師の救急初期診療能力の資質向上を図る体制を立ち上げる。また、救急隊が搬送先の選定に難渋する患者の受入を促進し、救急搬送受入の維持・向上を図るために搬送受入に協力する医療機関に対し、経費の一部を補助する。
5	訪問看護ネットワーク事業(訪問看護ステーションの機能強化のための設備整備)	複数の訪問看護ステーションや訪問看護事業者が相互に連携することにより、訪問看護の安定的な供給を実現し、もって訪問看護サービスの向上を図ることを目的とする。
6	がん診療施設設備整備事業	医療機関に対し、がんの医療機器(マンモグラフィー・内視鏡・エコー等)の整備に伴う施設設備整備費に対し支援する。

事業番号	事業名	事業の概要
II 居宅等における医療の提供に関する事業		
7 在宅医療推進事業		これまでの多職種連携の体制を活用しながら、質の高い在宅医療の供給を拡充するため、コーディネータを配置する地区医師会に対し、その経費を補助する。
8 在宅歯科医療連携体制推進事業		在宅歯科ケアステーション(在宅歯科医療における歯科や介護等の他分野との連携を図るための窓口)の府内各地域への設置を推進する。なお、現在、在宅歯科ケアステーションの設置に至らない地区については、地域の実情に応じて歯科と連携に関する在宅医療関係者向けの研修会や地区内の人材育成のための研修会等を実施し、地域における在宅歯科診療連携の底上げを図る。
9 訪問看護師確保定着支援事業		在宅医療・介護サービスの提供体制の充実、安定的な供給を図るために、訪問看護師の人材確保や資質向上、定着支援に関する業務の委託及び補助を行う。
10 在宅医療推進協議会運営事業		地域の実情に応じた在宅医療の推進方針について検討する在宅医療推進協議会を設置・運営する。
11 摂食嚥下障害対応可能な歯科医療従事者育成事業		摂食嚥下障害に応じ可能な歯科医療従事者を養成するため、摂食嚥下障害についての診断(嚥下内視鏡検査含む)・訓練方法についての実地研修に係る経費に對し補助する。
12 在宅医療を支える歯科衛生士の人材育成事業		地域における在宅歯科医療や在宅での口腔ケアに関する知識、技術を有する歯科衛生士の人材育成のための研修会開催に係る経費を補助する。
13 CAD/CAMシステムを用いた歯科技工士の人材育成事業		CAD/CAMを使用した歯科技工の知識及び技術を習得させるとともに、最新の歯科技工に対応できる歯科技工士の育成のための研修会に係る経費に對し補助する。
14 無菌調剤対応薬剤師の育成事業		薬局・薬剤師への無菌調剤に係る研修を実施することにより、無菌調剤薬局の共同利用や地域の基幹薬局での無菌調剤の実施を促し、在宅医療(薬剤)受入体制整備を推進する。
15 精神科病院における入院者退院支援委員会推進事業		精神保健福祉法の改正で法的に位置付けられた「退院支援委員会」に、病院側が招聘した関係機関へ支払う旅費や報償費等を補助することで、地域事業者の参画促進を図り、退院支援を推進する。
16 精神科救急医療における身体合併症対応力向上のための看護職員等研修事業		精神科病院の看護師向けに身体合併症患者の看護についての研修(実地研修を中心)を実施するとともに、一般科救急病院の看護師向けに精神疾患についての研修を行い、府内の合併症対応力の向上を図る。

事業番号	事業名	事業の概要
17	一般救急病院への精神科コンサル事業等	身体合併症支援病院において、輸送時に身体科サポート医が対応する体制を行う体制を整備する。また、一般救急病院に対して精神科的なコンサルテーションを行う体制を確保する。
18	一般科・精神科等地域医療機関連携モデル事業	既に精神疾患(認知症等を含む)の医療について個々の医療機関(病院・診療所)での連携を進めている地域をモデル地域とし、それぞれの地域特性に応じた形で、個々の医療機関同士のつながりから、ネットワークへと広げ、地域での医療連携体制の整備を進める。
19	認知症早期医療支援モデル事業	認知症の早期対応を行い、認知症患者の重症化予防につなげるために、ネットワークの構築や訪問チーム活動などの編成等、医療介護連携体制のモデル的取組を支援し、他の地域での取組に広げる。
20	未治療者等へのアウトリーチ拠点整備事業	未治療者等へのアウトリーチ体制を整備していくために、大阪府がネットワークを構築するとともに、府立精神医療センターに訪問支援チームを整備し、集積した知見を府内に還元することで、府内全体会員の支援力向上を図る。
21	小児のかかりつけ医育成事業	かかりつけ医育成のために、地域の小児科医や内科医等訪問診療医及び医療スタッフを対象に、必要な医療技術の習得、小児の特性理解、在宅療養支援のためのネットワークの必要性の理解を目的とした研修を医師会に委託し実施する。また、研修に必要な物品を購入する。
22	難病患者在宅医療支援事業	難病患者が地域の医療関係機関による治療ケアを受け、安心して在宅による療養生活が続けられるように、難病専門病院が地域診療所・病院等と連携して、在宅における難病診療等を支援し、在宅医療を推進する。
23	在宅療養における栄養ケア事業	在宅療養者の食生活改善等に資するため、市町村、地域の医療機関、訪問看護ステーション、地域の管理栄養士、市町村食生活改善推進協議会等による連絡会議等において地域で栄養ケアを実施するための必要な検討を行い、在宅療養における栄養ケア体制の連携推進を進みるとともに、在宅栄養ケアスタッフ研修会の開催及び各地域での在宅療養者への栄養ケアサービスをモデル実施する。
24	緩和医療の普及促進等事業	がん患者・家族の苦痛の軽減と質の高い療養生活を送ることができるよう、治療の初期段階から切れ目のない緩和医療を提供するため、患者・家族への緩和医療の正しい知識の普及事業及び緩和医療に携わる医療従事者への研修など人材養成等の事業に対し補助する。
25	HIV感染者の多様な医療ニーズに対応できる在宅等地域医療体制構築事業	特に患者の負担が大きく体制構築に急務を要する透析医療機関(協力医療機関)を把握する。協力医療機関へ研修を実施するとともに、ネットワーク化を行い、拠点病院の主治医等からの紹介依頼に応じできる体制を整備する。協力医療機関、拠点病院等との連絡会議を開催し、ネットワークのスムーズな運用を図る。HIV陽性者の診療連携マニュアルを作成し、協力医療機関へ配布する。

事業番号	事業名	事業の概要
26	地域医療連携強化事業	圏域内での地域連携クリカルバス運用や在宅緩和医療を含む緩和医療提供体制等を構築するため各圏域に必要な経費を支援する。
27	高齢者そのための新しい口腔保健指導推進事業	高齢者施設職員・施設利用者へ機能的口腔ケアに係る保健指導を推進するための講習会実施に対し補助を実施する。

III 医療従事者の確保に関する事業	
28	医療勤務環境改善支援センター運営事業
29	病院内保育所施設整備費補助事業
30	病院内保育所運営費補助事業
31	地域医療支援センター運営事業
32	地域医療確保修学資金等貸与事業
33	産科小児科担当等手当導入促進事業
34	精神科救急医育成事業

医療機関の勤務環境改善を促進するため大阪府医療勤務環境改善支援センターを大阪府私立病院協会内に設置し、先進事例の情報収集や経営、勤務環境に関する調査分析、個別支援・フォローアップ、勤務環境改善マネジメントシステム手引書の周知等の事業を行う。

看護職員をはじめとする医療従事者の働きやすい環境を整え、その定着を図るために、府内病院、診療所における病院内保育所の新築、増改築又は改修等に要する費用や看護師宿舎及びナースステーション等の看護師勤務環境改善施設設備に要する費用に対し補助する。

夜勤等で一般の保育所を利用できない看護師等が安心・継続して仕事を続けることができ、看護職員をはじめとする医療従事者の定着が図られるようにするための、医療従事者の乳幼児を預かる府内病院内保育所の運営に要する保育士等の入件費等に対し補助する。※補助対象を国公立まで拡充するとともに、新たに近隣の院内保育所がない病院の乳幼児を預かった場合の加算措置を実施。

地域医療支援センター(大阪府医療人キャリアセンター)を運営し、地域や診療科間のバランスのとれた医師確保を推進する。

周産期や救急医療などに携わる医師の確保が非常に困難となっている現状に応じるために、これらの医療分野を志望する医学生に対し修学資金等を貸与し、将来的にこれらの分野で勤務する医師を確保する。

産科や小児科(新生児)の医師等に対して分娩手当、研修医手当、新生児担当手当を支給することにより、処遇の改善を通じて周産期医療を実施する医療機関及び医師確保を図る。

初期研修中および後期研修中の若い医師向けに精神科救急についての研修を行うことで、精神科救急にたずさわる医師の育成を行う。

事業番号	事業名	事業の概要
35	女性医師等就労環境改善事業	「就労環境改善」及び「復職支援研修」を実施する医療機関に対し、必要となる代替医師の人事費や研修経費を補助する。
36	新人看護職員研修事業	看護の質の向上及び離職防止を図ることを目的に、病院等が新人看護職員等に看護的基本的な実践能力を獲得させるための研修に要する費用や看護職員の養成技術を修得させる者、看護師等養成所の任にある者に必要な知識・技術を修得せらるための講習会の実施に要する費用に対し補助する。
37	看護師等養成所施設整備事業	保健師、助産師、看護師養成所における教育内容の充実を図り、看護サービスの向上と看護職員の定着対策の推進のための、養成所施設整備費用の一部に対し国公立病院にまで拡充し補助する。
38	看護師等養成所運営費補助事業	保健師、助産師、看護師養成所における教育内容の充実を図り、看護サービスの向上と看護職員の定着対策の推進のための、養成所運営費に係る経費の一部に対し国公立病院にまで拡充し補助する。
39	ナースセンター事業・総合ICT化事業	看護職員の養成・確保と資質の向上を促進し、保健医療に対する府民ニーズの複雑多様化、看護職員の需要増などに応じたための、ナースセンターで行う無料職業紹介や各種講習会の開催等、潜在看護職員の復職支援に必要な経費及び看護職員等の人材確保、定着に向け、省力化・効率化を図るために、総合的なICT化推進に必要な経費に対し補助する。
40	小児救急電話相談事業	夜間の子どもたちの「受診の不安」や「家庭での対処法」などの相談に、小児科医の支援体制のもと、看護師が対応する。
41	小児救急医療支援事業	休日・夜間ににおいて入院治療が必要な小児救急患者の受入体制を輪番等により確保する市町村に対し、当該体制確保のための運営費を補助する。
42	災害医療体制確保充実事業	救急・災害医療に不慣れな医師、看護師等を対象にトリアージや応急処置といった災害医療の基礎知識を習得するための研修を実施。
43	特定科目休日夜間二次救急医療体制運営事業	休日・夜間ににおける特定科目(眼科・耳鼻咽喉科)の二次救急医療体制を確保するため、大阪市中央急病診療所の後送病院としての受入病院を輪番で確保する。
44	医療対策協議会運営事業	地域救急医療、災害医療、周産期医療及び小児救急を含む小児医療等の医療従事者の確保及びその他大阪府において必要な医療の確保に関する施策について調査審議する医療対策協議会を設置・運営する。
45	治験ネットワーク機能構築事業	窓口機能の強化や臨床研究コーディネータ養成など、大阪の高いポテンシャルを活かした治験ネットワーク機能を構築する。

事業番号	事業名	事業の概要
46 救急搬送・受入体制強化システム改修事業 ・救急搬送患者受入促進事業		高齢化の進展や疾病構造の変化など医療をとりまく環境の変化に対応した、二次救急初期診療能力の資質向上を図るため、救急修復点施設を中心的に、医師の救急初期診療能力の受入を促進し、救急搬送受入の維持・向上を図るために搬送受入に協力する医療機関に対し、経費の一部を補助する。

※現在の事業区分(①・②・③)については、国の配分方針に基づき編成しておりますが、今後の国とのヒアリングにより再編成する可能性があります。

【参考】平成26年度計画に複数年度事業として計上し、平成28年度実施する事業一覧

事業番号	事業名	事業の概要
① 在宅医療介護ICT連携事業		市町村または地区医師会に対し、在宅医療を行う多職種が情報共有を図るためのシステム導入経費を補助する
③ 看護師等養成所施設整備事業(H28計画事業再掲:37番)		保健師、助産師、看護師養成所における教育内容の充実を図り、看護サービスの向上と看護職員の定着対策の推進ための、養成所施設整備費の一部にに対し国公立病院にまで拡充し補助する。
③ ナースセンター事業・総合ICT化事業(H28計画事業再掲:39番)		看護職員の養成・確保と資質の向上を促進し、保健医療に対するための、ナースセンターで行う無複雑多様化、看護職員の需要増などに対応するための、ナースセンターで行う無料職業紹介や各種講習会の開催等、潜在看護職員の復職支援に必要な経費及び看護職員等の人材確保、定着に向け、省力化・効率化を図るために、総合的なICT化推進に必要な経費に対し補助する。

【参考】平成27年度計画に複数年度事業として計上し、平成28年度実施する事業一覧

事業番号	事業名	事業の概要
① 地域救急医療システム推進事業		高齢化の進展や疾病構造の変化など医療をとりまく環境の変化に対応した、二次救急初期診療能力の資質向上を図るため、救急修復点施設を中心的に、医師の救急初期診療能力の受入を確保する。

平成27年度分

平成27年度 地域医療介護総合確保基金事業一覧

事業号	事業名	事業の概要
I 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業		
1	病床事業（地域包括ケア病床・緩和ケア病床への転換）	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備を行う。
2	がん診療施設設備整備事業	医療機関に対し、がんの医療機器（マンモグラフィー・内視鏡・エコー等）の整備に伴う設備整備費に対し支援する。
3	在宅歯科医療機器整備事業	在宅歯科医療実施のために必要な機器（在宅歯科医療機器（在宅訪問歯科診療専用パッケージ、訪問歯科診療支援ポータブルシステム、ポートアブルレンドゲン機器、訪問歯科（居宅用）水流式歯ブラシ））を各地区の実情に応じて整備する。
4	精神科病院への機器整備事業	一般救急病院において一定の処置を終えた患者を身体合併症支援病院（新設）が受け入れた際に、院内において必要な検査等を行うためのハード面の整備に対する補助を行う。
5	地域医療機関ＩＣＴ連携整備事業	地域診療情報ネットワークの導入や拡大によって、地域内に必要な医療機関の機能分化および病診連携の推進を図る。地域診療情報システムの整備や拡充に必要な機器整備、工事費等の初期経費を支援する。
6	救急搬送・受入体制強化システム改修事業	救急搬送された患者の病院後情報収集や、救急搬送が困難になつている患者の受入れ体制強化に向けて、救急・災害医療情報システム（救急搬送・情報収集・集計分析システム）の改修を行う。

事業番号	事業名	事業の概要
7	地域救急医療システム推進事業	高齢化の進展や疾病構造の変化など医療をとりまく環境の変化に対応した、医師の救急初期診療能力の資質向上を図る体制を立ち上げる。(H27-28 2ヶ年事業)
8	訪問看護ネットワーク事業（訪問看護ステーションの機能強化に向けた設備整備等）	複数の訪問看護ステーションや訪問看護と介護、医療機関等が相互に連携する事業を支援・強化するにより、訪問看護サービスの向上を図ることを目的とする。
Ⅱ居宅等における医療の提供に関する事業		
9	在宅医療推進事業	これまでの多職種連携の体制を活用しながら、質の高い在宅医療の供給を拡充するため、コーディネータを配置する地区医師会に対し、その経費を補助する。
10	在宅医療推進協議会運営事業	地域の実情に応じた在宅医療の推進方針について検討する在宅医療推進協議会を設置・運営する。
11	在宅歯科医療連携体制推進事業	在宅歯科ケアステーション（在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口）の府内各地域への設置を推進する。なお、現在、在宅歯科ケアステーションの設置に至らない地区については、地域の実情に応じて歯科との連携による在宅医療関係者向けの研修会や地区内での人材育成のための研修会等を実施し、地域における在宅歯科診療連携の底上げ図る。
12	摂食嚥下障害対応可能な歯科医療従事者育成事業	摂食嚥下障害に対応可能な歯科医療従事者を養成するため、摂食嚥下障害についての診断（嚥下内視鏡検査含む）・訓練方法についての実地研修に係る経費に対し補助する。
13	歯科衛生士の人材育成事業（歯科）	地域における在宅歯科医療や在宅での口腔ケアに係る知識、技術を有する歯科衛生士の人材育成のための研修会開催に係る経費を補助する。
14	CAD/CAMシステムを用いた歯科技工士の人材育成事業	CAD/CAMを使用した歯科技工の知識及び技術を習得させるとともに、最新の歯科技工に対応できる歯科技工士の育成のための研修会に係る経費に対し補助する。

事業番号	事業名	事業の概要
15	無菌調剤対応薬剤師の育成事業	薬局・薬剤師への無菌調剤に係る研修を実施することにより、無菌調剤薬局の共同利用や地域の基幹の受入体制整備を推進する。
16	精神科病院における入院者退院支援委員会推進事業	精神保健福祉法の改正で法的に位置付けられた「退院支援委員会」に、病院側が招請した関係機関へ支払う旅費や報償費等を補助することで、地域事業者等の参画促進を図り、退院支援を推進する。
17	精神科救急医療における身体合併症対応力向上のための看護職員等研修事業	精神科病院の看護師向けに身体合併症患者の看護についての研修（実地研修を中心）を実施するとともに、一般科救急病院の看護師向けに精神疾患についての研修を行い、府内の合併症対応力の向上を図る。
18	一般救急病院への精神科コンサル事業等	身体合併症支援病院において、輪番時に身体科サポート医が対応する体制を整備する。また、一般救急病院に対して精神科的なコンサルテーションを行う体制を確保する。
19	一般科・精神科等地域医療機関連携モデル事業	既に精神疾患(認知症等を含む)の医療について個々の医療機関(病院・診療所)での連携を進めている地域をモデル地域とし、それ以外の地域特性に応じた形で、個々の医療機関同士のつながりから、ネットワークへと広げ、地域での医療連携体制の整備を進める。
20	認知症早期医療支援モデル事業	認知症の早期診断・早期対応を行い、認知症患者の重症状化予防につなげるために、ネットワークの構築や訪問チーム活動などの編成等、医療介護連携体制のモデル的取組を支援し、他の地域での取組に広げる。
21	未治療者等へのアウトリーチ拠点整備事業	未治療者等へのアウトリーチ体制を整備していくために、大阪府がネットワークを構築するどどもに、府立精神医療センターに訪問支援チームを整備し、集積した知見を府内に還元することで、府内全体の支援向上を図る。
22	訪問看護師確保定着支援事業	在宅医療・介護サービスの提供体制の充実、安定的な供給を図るための、訪問看護師の人材確保や質向上、定着支援に関連する業務の委託及び補助を行ふ。
23	小児のかかりつけ医育成事業	かかりつけ医育成のために、地域の小児科医や内科医等訪問診療医及び医療スタッフを対象に、医療的ケアに必要な医療技術の習得、小児の特性理解、在宅療養支援のためのネットワークの必要性の理解を目的とした研修を医師会に委託して実施する。また、研修に必要な物品を購入する。

事業番号	事業名	事業の概要
24	糖尿病医療連携推進事業	<p>糖尿病医療連携体制を構築するため、医療機関を対象とする調査の実施により、地域の医療体制の課題等を把握し、「糖尿病医療連携体制を構築するためのガイド」を作成する。また、糖尿病医療連携にかかるスタッフの養成を目的に研修会の開催、周知、広報等を行う。</p>
25	難病患者在宅医療支援事業	<p>難病患者が地域の医療機関による治療を受け、安心して在宅による療養生活が続けられるよう、難病専門病院が地域診療所・病院等と連携して、在宅における難病診療等を支援し、在宅医療を推進する。</p>
26	在宅療養における栄養ケア事業	<p>在宅療養者の食生活改善等に資するため、市町村、地域の管理栄養士、市町村食べるための必要な在宅栄養ケアアドバイスをモニタリングする。また、地域の医療機関（連絡会議等）における栄養ケアアドバイスをモニタリングする。</p>
27	緩和医療の普及促進等事業	<p>がん患者・家族の苦痛の軽減と質の高い療養生活を送ることができるよう、治療の初期段階から切れ目のない緩和医療を提供するため、患者・家族への緩和医療の正しい知識の普及事業及び事業者への研修など人材養成等の事業に対し補助する。</p>
28	HIV感染者の多様な医療ニーズに対応できる在宅等地域医療体制構築事業	<p>HIV感染者の負担が大きく体制構築に急務を要する透析医療機関等でHIV感染者の診療が可能な医療機関（協力医療機関）を把握する。協力医療機関へ研修を実施するなどともに、ネットワーク化を行い、拠点病院の主たる病院等との連絡会議を組織し、紹介依頼に対応できる体制を整備する。協力医療機関、拠点病院等との連絡会議を開催しネットワークのスマートな運用を図る。</p>
III 医療従事者の確保に関する事業		
29	医療勤務環境改善支援センター運営事業	<p>医療機関の勤務環境改善を促進するため大阪府医療勤務環境改善支援センターを大阪府私立病院協会内に設置し、先進事例の情報収集や経営・勤務環境に關する調査分析、個別支援・フォローアップ、勤務環境改善マネジメントシステム手引書の周知等の事業を行う。</p>
30	医師等の勤務環境改善のための医師事務作業補助者（医療クラーク）の整備	<p>医師等の勤務環境改善のための特定機能病院の医師事務作業補助者（医療クラーク）の整備に対し、補助を通じて効果検証、普及を図る。</p>

事業番号	事業名	事業の概要
31	病院内保育所施設整備費補助事業	看護職員をはじめとする医療従事者の働きやすい環境を整え、その定着を図るために要する費用や看護師宿舎及びナースステーション等の看護師勤務環境改善等に要する費用に対し補助する。
32	病院内保育所運営費補助事業	夜勤等で一般的の保育所を利用できない看護師等が安心・継続して仕事を続けるために要する費用や看護職員の定着が図られるようするために要する費用に対する費用等の、医療従事者の乳幼児を預かる府内病院内保育所の新築、増改築又は看護師勤務環境改善等に要する費用に対し補助する。※補助対象を国公立まで拡充するなどとともに、新たに近隣の院内保育所がない病院の乳幼児を預かった場合の加算措置を実施。
33	地域医療支援センター運営事業	地域医療支援センター（大阪府医療人キャリアセンター）を運営し、地域医療に従事する医師のキャリア形成を支援しながら、地域や診療科間のバランスのとれた医師確保を推進する。
34	地域医療確保修学資金等貸与事業	周産期や救急医療などに携わる医師の確保が非常に困難となつていている現状に対応するため、これらの医療分野を志望する医学生に対し修学資金等を貸与し、将来的にこれらの分野で勤務する医師を確保する。
35	産科小児科担当医等手当導入促進事業	産科や小児科（新生児）の医師等に対して分娩手当、研修医手当、新生児担当手当を支給することで、周産期医療を実施する医療機関及び医師確保を図る。
36	精神科救急医育成事業	初期研修中および後期研修中などの若い医師向けに精神科救急にたずさわる医師の育成を行う。
37	女性医師等就労環境改善事業	「就労環境改善」及び「復職支援研修」を実施する医療機関に対し、必要となる代替医師の人事費や研修経費を補助する。
38	新人看護職員研修事業	看護の質の向上及び離職防止を図ることを目的に、病院等が新人看護職員等に基本的な実践能力を獲得させるための研修費や看護者の仕事に要する費用に対し補助する。

事業の概要	
事業番号	事業名
39	看護師等養成所運営費補助事業
40	ナースセンター事業・総合ICT化事業
41	小児救急電話相談事業
42	小児救急医療支援事業
43	救急搬送患者受入促進事業
44	災害医療体制確保充実事業
45	特定科目休日夜間二次救急医療体制運営事業
46	医療対策協議会運営事業

事業番号	事業名	事業の概要
47	治験ネットワーク機能構築事業	窓口機能の強化や臨床研究コードイネーネタ養成など、大阪の高いポテンシャルを活かした治験ネットワーク機能を構築する。

【参考】 平成26年度計画に複数年度事業として計上し、平成27年度に実施する事業一覧

事業区分	事業名	事業の概要
I	がん医療提供体制等充実強化事業	圏域内での地域連携クリティカルパス運用や在宅緩和医療を含む緩和医療提供体制等を構築するためには各圏域に設置している「がん医療ネットワーク協議会」の運営や活動に必要な経費を支援する。
I	在宅医療介護ICT連携事業	市町村または地区医師会に対し、在宅医療を行う多職種が情報共有を図るためのシステム導入経費を補助する
III	看護師等養成所施設設備整備事業	保健師、助産師、看護師養成所における教育内容の充実を図り、看護サークスの向上と看護職員の定着対策の推進のための、養成所施設設備整備費用の一部に対し国公立病院にまで拡充し補助する。
III	ナースセンター事業・総合ICT化事業（H27計画事業再掲：40番）	看護職員の養成・確保と資質の向上を促進し、保健医療に対する府民ニーズの複雑多様化、看護職員の需要増などに対応するための、ナースセンターで行う無料講習会の開催等、潜在看護職員の復職支援に必要なナースセンターでの、潜伏看護職員等の人材確保、定着に向け、省力化・効率化を図るための、総合的なICT化推進に必要な経費に対し補助する。
III	在宅歯科診療のための歯科衛生士養成支援事業（歯科衛生士養成所への施設・設備整備事業）	歯科衛生士の教育内容の充実、質の高い在宅歯科医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行つ。主として、在宅歯科医療に特化した機器の購入に係る経費の一部を補助する。

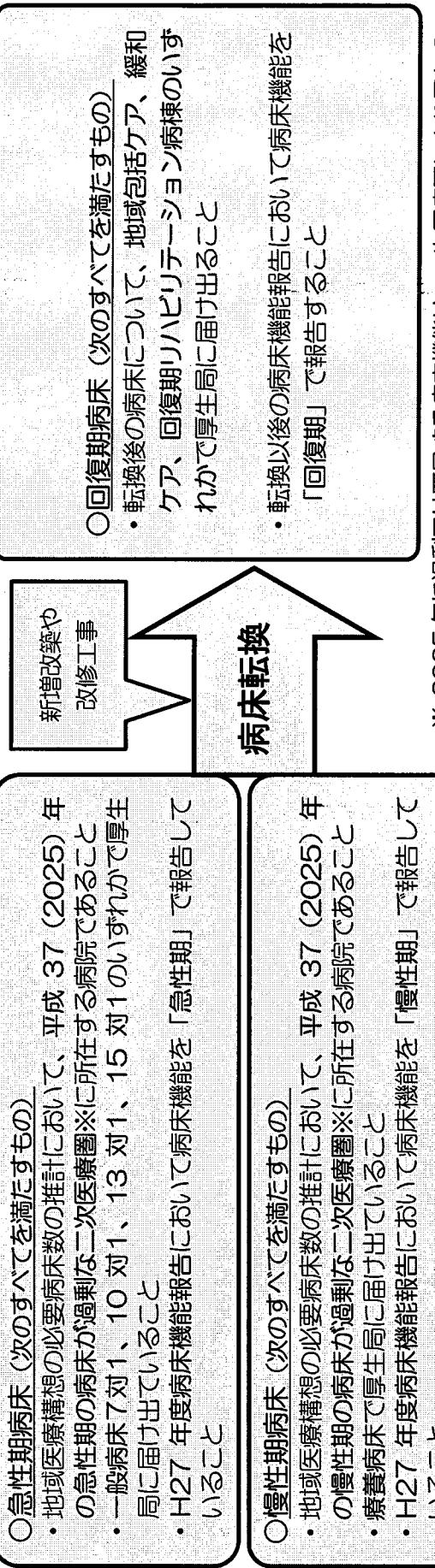
平成28年度 保健医療計画閣連会議 スケジュール		H28年							H29年						
月	内容(予定)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
保健医療協議会	【6月】 ・懇話会の設置について ・基金事業の説明 ・基金事業の臺帳まとめ ・保健医療計画の中間評価承認			6(月) 30(金)									予定		
	病床機能(28年度～) 在宅医療(28年度～)	藤 富	・医療提供体制等の協議や情報共有 ・意見交換				予定								
懇話会	歯科保健	藤 藤 富	・医療資源充実の方策 ・緊急時対応のための24時間提供体制の構築 ・診療所等への後方支援 ・在宅医療・介護連携推進事業				予定								
	薬事	藤 富	【事業報告】 ・「認知症対応力向上研修について」 ・「さくら会病院との連携について」 ・「認知症対応施設歯科口腔保健推進事業について」 【事例報告】 ・歯科衛生士による在宅前歯科受診啓発 ・患者へ対する入院前歯科受診啓発		9(木)										
	医療	藤 富	・在宅医療促進のための基盤整備にかかる取組みについて ・薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点の推進について												
	救急	富	・地域連携クリティカルバス小委員会の進捗状況について ・南北河内救急連絡会及び南北河内圏域救急実施基準検討会について ・実施基準に沿った適正な搬送の検証、地域の課題について ・事例検証など				予定								
	実施基準検討会	富	・南河内救急連絡会の検証状況について ・救急実施基準の検証状況について		30(木)								予定		
クリティカルバス	脳卒中 心筋梗塞	実務者 富 藤	・脳卒中地域連携クリティカルバスの運用について ・実務者会議での討議事項報告・検討 (維持期への)バス運用推進及び改訂(バスシート評価を目的とした取組み「改訂バスシートを使おうキヤンペーン」、府民啓発について等) ・退院前患者指導ツールについて ・今後の方向性について			22(水) <実務者>						予定 <実務者>	予定		土曜午後
	糖尿病	富	・医科・歯科連携を進めるための取組みの具体策について (関係機関研修、調査、団体共通の取組み啓発資料作成等)											20(月) <検討会>	

「病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備事業」の拡充について

- 大阪府では、地域医療構想を踏まえ、二次医療圏ごとに、平成 37（2025）年に過剰となる病床機能から不足する病床機能へ転換する病院の取り組みを支援するため、支援策を拡充します。

1 補助対象・内容

地域医療構想の必要病床数の推計において、平成 37（2025）年の急性期又は慢性期の病床が過剰な二次医療圏※に所在する病院が、下記の病床転換をする場合に必要な施設の新増改築や改修に係る工事費等の一部を補助（備品購入のみの場合には補助対象外）



※ 2025 年に過剰又は不足する病床機能は、二次医療圏により異なる。

2 補助単価（上限）

- 改修等に係る補助単価：転換 1 床当たり 333 万 3 千円（補助率 1 / 2）
- 新増改築に係る補助単価（新設）：転換 1 床当たり 454 万円（補助率 1 / 2）
- ※備品購入のみの場合には補助対象外

問い合わせ先
大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課医事グループ
電話 06-6941-0351 内線 2535